

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期限の設定）について
容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更の刻印等

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高圧ガス保安法第 5 4 条第 1 項

容器の所有者は、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、刻印等をすべきことを経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関に申請しなければならない。

高圧ガス保安法施行令第 1 8 条（都道府県が処理する事務）

2 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

三 内容積 5 0 0 リットル以下の容器に関する法第 4 4 条第 1 項（同項の指定に係る部分を除く。）、第 4 5 条第 1 項及び第 2 項、第 4 8 条第 5 項、第 5 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）

審査基準

1 （法律上の規定による基準）

高圧ガス保安法第 5 4 条第 2 項

経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、前項の規定による申請があった場合において、変更後においてもその容器が第 4 4 条第 4 項の規格に適合すると認めるときは、速やかに、刻印等をしなければならない。この場合において、通商産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、その容器にされていた刻印等をまっしょうしなければならない。

標準処理
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳			備考
	受付		処理	
7 日	機関		機関	消防チーム
	期間		期間	7 日